

監査報告書

令和5年5月25日

学校法人筑波学園

理事会 御中
評議員会 御中

学校法人筑波学園

監事 荒木雅江 

監事 増山栄 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人筑波学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人筑波学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告及び内部統制の状況を聴取するとともに、財産目録、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）及び事業報告書の精査並びに重要な決裁書類等の閲覧を行いました。財産の状況については、公認会計士から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受け、連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人筑波学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上